

① 完全週休2日制のフレックスタイム制の労働時間の特例 ② 解雇予告手当の正確な計算方法

いのでしょうか。

問① 当社では、フレックスタイム制を導入し、清算期間は1カ月、所定休日は土・日曜日ですが、

答① フレックスタイム制とは、労働基準法（以下「法」と略します）32条の3の規定により、清算期間（1カ月以内の一定期間）の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業・終業時刻を自ら決定して働く制度です。

今月のように休日が8日しかない月には、1日8時間労働であっても、23日勤務で月の総労働時間が184時間となり、法定労働時間の総枠177時間を超えますが、この場合、7時間分の割増賃金を払わなければならない

この制度では、清算期間における法定労働時間の総枠（清算期間の暦日数×週法定労働時間÷7）：今月は177時間を超えた時間が時間外労働となります（昭63・1・1基発1号、平11・3・31基発168号）。

の総枠を超える場合がありますので、法32条の原則との均衡を考え、①清算期間が1カ月である、②毎週2日以上の休日がある、③当該清算期間の29日目を起算日とする1週間（ご質問の場合、7月29日～8月4日。特定期間と言います）の労働時間が40時間以下である、④1日の労働時間がおおむね一定（8時間以下）である、との要件を満たせば、

清算期間を平均した1週間の労働時間Ⅱ（清算期間における最初の4週間の労働時間+特定期間の労働時間）÷5
で差し支えないとされています（平9・3・31基発228号）ので、前記の4つの要件を満たし、7月1日から8月4日までの5週間の実労働時間が200時間以下であれば、時間外労働は発生しないこととなります。

問② 当社では、このたび、ある労働者に解雇予告手当を支払い即時解雇することを検討しています。解雇予告手当は平均賃金の30日分と聞きましたが、平均賃金は割り切れず端数が出ます。どのように計算したらよいのでしょうか。

答② 平均賃金とは、法12条で「算定すべき事由の発生した日以前3カ月間に支払われた賃金総額をその期間の総日数で除した金額をいう」と規定されていますが、過去3カ月間の賃金の税込総支給額を暦日数（89～92日）で除しますので、通常は割り切れず端数が生じます。その端数の処理については、解釈例規で「1日平均賃金算定に当たり、銭未満の端数を生じた時はこれを切り捨てる」（昭22・11・5基発232号）とされていますので、前記の計算方法で（〇万）〇千〇百〇十〇円〇十〇銭まで出し、銭未満は切り捨てます。

次に、お尋ねの即時解雇の場合の解雇予告手当（平均賃金の30日分）については、「各種補償等においては平均賃金に所定日数を乗じてその額を算出する」（前同通達）とされていますので、平均賃金に30を乗じた額を出し、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第3条の規定により、特約がない場合は1円未満の端数を四捨五入することになります。

◆ ◆
【企業の労働110番】
会員事業場専用無料相談ダイヤル（☎052-961-7110）
労働管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかわるご質問・ご相談がございましたら、右記までご連絡ください。社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えいたします。